か否かについての確認を行わせ、そのおそれがあると認められる場合は、保全対象発明情報を取り扱わせないことは可能か。		
ハ　情報取扱者に対して、項目一ホの規程を遵守させるための措置を講ずることは可能か。	□	
ニ　保全情報管理責任者に他の情報取扱者に対する必要な教育及び訓練を行わせることは可能か。	□	
三　物理的な情報管理に関する措置の可否		
イ　保全対象発明情報を取り扱い、又は保全対象発明情報が記録された文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）若しくは物件若しくは当該発明に係る情報を化体する物件（以下この様式において「保全対象発明情報文書等」という。）を保管する区域を特定し、その特定された区域（以下この様式において「特定区域」という。）への立入りの管理及び制限をするための措置を講ずることは可能か。	□	
ロ　保全対象発明情報文書等の保管は、特定区域において、適切な保管設備を用いて保全対象発明情報の漏えいを防止するための措置を講じた上で行うことは可能か。	□	
ハ　新たに保全対象発明情報文書等を複製又は製作するときは、あらかじめ、その理由及び方法を示して、保全情報管理責任者の承認を得ることとし、その数は必要最小限にとどめることは可能か。	□	
ニ　保全対象発明情報文書等を特定区域から持ち出すときは、あらかじめ、その理由及び方法を示して、保全情報管理責任者の承認を得ることとすることは可能か。	□	
ホ　保全対象発明情報文書等を廃棄する場合には、復元不可能な手段で行うことは可能か。	□	
ヘ　イからホまでに掲げるもののほか、保全対象発明情報文書等の盗難及び紛失を防止するための措置を講ずることは可能か。	□	
四　技術的な情報管理に関する措置の可否		
イ　電子計算機において保全対象発明情報を取り扱うことができる者を限定するための措置を講ずることは可能か。	□	
ロ　保全対象発明情報を取り扱う電子計算機が電気通信回線に接続している場合、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための措置を講ずることは可能か。	□	
ハ　イ及びロに掲げるもののほか、電子計算機における保全対象発明情報の漏えいを防止するための措置を講ずることは可能か。	□	

（記載上の注意）

それぞれの項目の措置を講ずることが可能である場合には、□に印を付けること。印を付けた項目については、当該措置を講ずることが可能であることを証する書類を添付すること。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。